

専決処分の承認について (青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について)

1 専決処分について

- 「令和6年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和6年3月28日に成立し、同月30日に公布された。
- 今回の改正では、個人住民税及び固定資産税の項目があり、令和6年4月1日から施行される部分のうち緊急を要するものについて改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年3月30日に専決処分により「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

2 専決処分による改正項目について

(1) 個人住民税所得割額の定額減税(施行期日:令和6年4月1日)

■個人住民税の定額減税:令和6年度分の個人住民税(市・県民税)所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円(個人市民税分6,000円)を減税する措置。

- 定額減税は、合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の納税義務者に限り実施し、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填される。

(2) 固定資産税(土地)の負担調整措置(施行期日:令和6年4月1日)

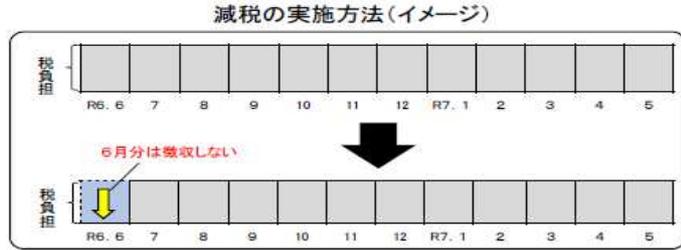
■負担調整措置:市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置。

- 現行の適用期限は、「令和5年度まで」とされているが、現行の仕組みを令和6年度から令和8年度までの3年間延長する。

1 個人住民税所得割額に係る定額減税の実施方法(イメージ)

給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税」後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。



普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。



公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



【参考】所得税に係る定額減税の実施方法(イメージ)

	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
① 給与所得者	減税 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年6月以降最初に支払われる給与等に係る減税前源泉徴収税額から控除(減税) ※控除(減税)しきれない場合は、以後支払われる給与等において順次控除 					
② 事業所得者等		第1期分予定納税				第2期分予定納税	
		減税 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・予定納税対象者: 第1期(7月分)の予定納税額から控除(減税) ※控除(減税)しきれない場合は、第2期分(11月分)において控除 ・予定納税対象者以外は、令和6年分確定申告時に減税前税額から控除 				
③ 公的年金等の受給者	減税 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年6月以降に支給される公的年金等に係る減税前源泉徴収税額から控除(減税) ※控除(減税)しきれない場合は、以後支給される公的年金等において順次控除 					

2 固定資産税(土地)の負担調整措置の内容

【商業地等の場合の負担調整措置】

負担水準※	課税標準額の算出方法
70%超	当該年度評価額×70%まで課税標準額を引下げ
60%以上～70%以下	前年度課税標準額に据置き
60%未満	前年度課税標準額+当該年度評価額×5% ただし、この額が当該年度評価額の60%を上回る場合は60%相当額、 20%を下回る場合は20%相当額とする。

※負担水準＝前年度課税標準額／当該年度評価額

【住宅用地の場合の負担調整措置】

負担水準※	課税標準額の算出方法
100%以上 〔前年度課税標準額 ≥ 当該年度評価額 × 住宅用地特例率〕	当該年度評価額 × 住宅用地特例率まで課税標準額を引下げ
100%未満 〔前年度課税標準額 < 当該年度評価額 × 住宅用地特例率〕	前年度課税標準額 + 当該年度評価額 × 住宅用地特例率 × 5% この額が当該年度評価額の20%を下回る場合は20%相当額とする。

※負担水準＝前年度課税標準額／当該年度評価額 × 住宅用地特例率 (1/3又は1/6)

